

第4回 第二次諏訪市教育振興基本計画策定委員会 次第

日時：令和5年2月16日（木）午後6時～

場所：諏訪市役所 201会議室

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 議 事

(1) パブリックコメント実施結果について

(2) 第二次諏訪市教育振興基本計画

諏訪市の教育理念（教育大綱） 具体的取組み（基本計画）（最終案）について

4. その他

<今後の予定について>

○定例教育委員会

令和5年3月10日（金）・・・基本計画の決定

○諏訪市総合教育会議

令和5年3月14日（火）・・・教育大綱の決定

5. 閉 会

【事前送付資料】

資料1 パブリックコメント実施結果について

資料2 諏訪市の教育理念（教育大綱） 具体的取組み（基本計画） 最終案

【当日配付資料】

資料3 第二次諏訪市教育振興基本計画 目次

差 替 パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメント実施結果について

1 趣旨

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の教育振興に対する基本理念や基本方針等を示し、その遂行のための具体的な事業や活動を明らかにする第二次教育振興基本計画を策定するにあたり、パブリックコメントを実施。

2 募集期間

令和4年12月20日～令和5年1月18日

3 閲覧方法

諏訪市役所 教育総務課及び1階ロビー情報コーナー・諏訪市公民館（生涯学習課）、しんきん諏訪湖スタジアム（スポーツ課）・駅前交流テラスすわっチャオ・豊田公民館・四賀公民館・中洲公民館・湖南公民館・諏訪市ホームページ

4 意見件数

意見件数：27件 意見者：5人（提出方法：持参3人、郵便0人、ファクシミリ0人、電子メール2人）

5 意見・提案等に対する市の考え方（詳細は別紙（意見集約表）のとおりです）

対応区分	対応方針	件数（件）
A	計画案を修正・追加する。	6
B	計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて参考にする。	13
C	検討の結果、計画案には反映しない。	8
合計		27

【様式第5号】

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方
 多くの貴重なご意見をいただきありがとうございます。以下に、頂戴したご意見に対する考え方等をお示しいたします。

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
1	1	基本理念	諏訪市が目指すことの「皆と一緒に同じペースで同じことを行う(Do)ことにより、多様な個性や自立した個が尊重され…」の一部分が全く理解できない。 「皆」とは誰のことを言っているのか、老若男女全ての市民か？「こと」とは何か？ 多様性、能力や個性などを一切無視して、全員が画一的に同じペースで同じことを行えば、なぜ「多様な個性や自立した個が尊重される」のか私には理解できない。誰にも理解でき、かつ論理的な日本語を書いてください。進め方や考え方等を含め共通な認識や基盤に立って教育に関わると言う意味を言いたいのであれば、日本語として不十分です。	「皆と一緒に同じペースで同じことを行うこと」に「より…」という文言に対してのご指摘ですが、「…行うことより…」であることから、ご指摘はあたりません。ただし、読み間違いを防ぎ、誰にも理解できるよう、「…行うことより <u>も</u> …」と修正いたします。	A
2	2	1.【学校教育】 自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる	「自ら学び、自らの力で課題に立ち向かう意欲を持った子ども」に記載されている「課題」を自ら発見/設定する力をどのように養っていくのか？その具体的な行動が記載されていないのでは。言い換えると重点活動としている「読書…」、「防災…」、「人権…」をすることで、子どもたちは自主的に課題を発見/設定できるようになるのか？という疑問もあり、行動との結びつけ方が弱いのでは。	基本方針については、最上位計画である第6次諏訪市総合計画においてすでに策定されているものです。また、基本方針にもとづく具体的な行動について、基本計画の中で記載する構成としていますので、基本方針には記載しません。 課題発見、設定する力の育成は、ご意見を踏まえ、3つのプランの中で具体化し実践を進めてまいります。	B
3	3	成果指標	成果指標として、現状値と目標値とが同じものを設定する必要があるのか？多分、今のやり方では結果がどんどん悪くなってしまふ。施策を4年間打つことによって、やっとな現状を維持できるほど難しい案件ということか？ ■地区育成会等活動支援事業参加者は、現状1600人であつたら、子供が減少するとは言っても新事業を考えて増やす努力をすべき。11ページの育成事業支援は、現状維持のためか？ ■奨学金制度利用者は卒業等により減少します。8人はそれを補う数値かと捉えられる。給付や貸与の利用人数を目標値とし、成果や効果に分かるようにすべき。	成果指標は、最上位計画である第6次総合計画で設定されており、計画の整合性を図るため同様としています。 地区育成会等活動支援事業については、子どもの数の減少や趣味等活動の多様化の中、新たな行事に特化した助成など、工夫しながら支援をし、参加者数を維持したいと考えています。ご意見を参考に、各地区がより多様な行事に取り組み、より多くの子どもが行事に参加できるように支援をしてまいります。 また、奨学金制度利用者については、新規利用者数を示しています。ご意見を参考に成果や課題を検証してまいります。	B
4	3・4	①基礎学力の向上と心・体の成長	P3に「認めあい」「支えあい」「学びあい」という記載があり、それ以降とP4に具体的な行動が書いてあるが、どのプランがどの行動と結びついているのが全体像含めて正直わからない。共通する部分も有ると思うが、子どもへの対応なのか先生への研修の話なのかいろいろな要素がまざっており非常にわかりにくい。	いずれも子どもを健やかに育成するための、教育委員会及び小中学校の具体的な取組みを示しています。 「認めあい」「支えあい」「学びあい」の3つのプランは、諏訪市の学校教育の実施計画として本基本計画にもとづき策定されることから、《関連する個別分野計画》に「未来創造『あい』プラン」と示しています。 このことから、「①基礎学力の向上と心・体の成長」の具体的な取組みが特定のプランに紐づいているのではなく、さらに「②ものづくり教育の推進」以降の取組みについても、3つのプランと関連付くものとなっています。 ご意見を参考に「未来創造『あい』プラン」がわかりやすい計画となるよう努めてまいります。	B

【様式第5号】

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方
 多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。以下に、頂戴したご意見に対する考え方等をお示しいたします。

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
5	3~7		教育長が12月定例会で答弁された「学校に多様な子どもを合わせるのではなく、多様な子どものニーズに合わせて、教育システムをそのものを変えていくプロセスに取り組むことが重要」をもっと強調し、当該文言もしくは同義語を載せていただくことを希望する。	教育長が12月定例会で答弁いたしました考え方で進めていくことを「諏訪市教育大綱」に「目指すこと」として記すとともに、3~7ページの基本計画にて、学校づくりや学級づくりの取組み、インクルーシブ教育の考え方など、実現に向けた施策として記載しています。計画にご賛同いただいていることを踏まえ、しっかりと推進してまいります。	B
6	4	①基礎学力の向上と心・体の成長	「社会の変化に対応し、児童生徒の健やかな育ちを支える、学校、家庭、地域が連携した健康教育の取組みについて研究を進めます。」 ⇒(意見)記載を読み砕くと、結局何を研究なのか具体的に欠く内容と感じざるを得ない。共働き世帯が増える中で、学童保育を頼らざるを得ない一方で、入所説明会で学童保育は学校と違う組織で、勉強も教えないというかたくななスタンスに疑問を持った。以下の記事にもあるように、共働きになると子どもが何かを体験する機会がどうしても減ってしまうことによる、目標設定機会が失われると考えている。学校や地域、地域と民間の事業など一体となった施策を入れるべきではないか。放課後の校舎や体育館などを活用し、体験教室の開催など具体的な施策の表現にするひつようなど、行動を伴うものに見直していただきたい。	「社会の変化に対応し、児童生徒の健やかな育ちを支える、学校、家庭、地域が連携した健康教育の取組みについて研究を進めます。」を「 蓼科保養学園での健康教育の実践と次世代に馳せる思い(蓼科イズム)を継承した、新しい健康教育プログラムについて研究を進めます。 」に修正します。	A
7	5	②ものづくり教育の推進	「ものづくりの精神」という言葉を聞いて、理解できる人が多いのか？という疑問を持った。ものづくりをするときには「創意工夫」や「子どもが何かに熱中できることのすばらしさ」を指していると推察できるが、諏訪市で製造業に従事している人数は多いとはいえ、「精神」といわれると曖昧な表現ではないかと思う。子どもたちに養ってもらいたい大切なキーワードが抜けていると感じてしまった。	昔から製糸業や精密機械工業が盛んな諏訪市は、ものづくり産業が発達した内陸工業都市であり、技術を生かして世界中のユーザーのために優れた製品を提供し、常に相手や使い手の立場に立って自らの技術を磨き、ものづくりに励むことを大事な精神としてきました。その精神こそ未来を担う子どもたちに伝える「ものづくり教育」であると考えます。諏訪市独自の教科である「相手意識に立ったものづくり科」を中核として、このことを子どもたちが実感できるよう、ご意見を踏まえて実践してまいります。	B
8	6	③特別支援教室の充実	「合理的配慮を必要とする児童生徒が活用することを想定し、ICT機器活用を研究し、環境整備を進めます。」 ⇒(意見)ICT機器活用は不登校児童生徒にも活用が必要では？	P7⑤「 いじめ問題や不登校支援への取組 」の最下段に「 不登校の児童生徒が活用することを想定し、ICT機器活用を研究し、環境整備を進めます。 」を加えます。	A
9	6	③特別支援教室の充実	「特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場について、専門家を交えて検討し、継続した支援を行います。」 「特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通常の学級を基盤にしながらか教育的ニーズに応じた学びを支援するため、通級指導教室の整備を推進します。」 ⇒(意見)文章がくどいように感じます。特別な支援を必要とする児童生徒に対する記述なら一文にまとめてみてはどうか。 (例)特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場について専門家を交えて検討し継続した支援を行います。また通常学級中心に学ぶ児童生徒を支援するため通級指導教室の整備を推進します。	2つの行動は、ご意見のとおり特別な支援を必要とする児童生徒に関わる記述となりますが、1つ目の行動は、どの学びの場で、どのように学ぶのかということを検討する委員会及び継続支援を記載しています。2つ目の行動は、これから拡充されていく場「通級指導教室」の人的、物的等の整備についての記載です。それぞれ大きな事業が紐づく取組みですので、別々の項としています。ご理解いただいています記載内容に沿って、しっかり取り組んでまいります。	C

【様式第5号】

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方
 多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。以下に、頂戴したご意見に対する考え方等をお示しいたします。

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
10	6	③特別支援教室の充実	「学習面の支援を行う学習支援員や、行動面・心理面の配慮、自律した校内生活の支援を行う自立生活支援員を、児童生徒の状況にあわせて配置します。」 ⇒(意見)すっきりさせるため、少し文章の組み立てを変えてみてはどうか。 (例)児童生徒の状況に合わせて、学習支援員(学習面の支援を行う)や自立生活支援員(行動面・心理面の配慮、自律した校内生活の支援を行う)を配置します。	支援員を配置する考え方を明確にするため、「児童生徒の状況にあわせて」と「配置」をつなげた記述としています。ご理解いただいています記載内容に沿って、しっかり取り組んでまいります。	C
11	6	③特別支援教室の充実	「多様な児童生徒がいることを前提に、学習支援員や自立生活支援員による支援の拡充、医療的ケア児*4のための看護師等の専門家による支援、「多様な学びの場」の充実等、チーム支援体制構築等の環境整備に努めます。」 ⇒(意見)多様が二重に使われており文章がすっきりしない。 (例)学習支援員や自立生活支援員による支援の拡充、医療的ケア児のための看護師等の専門家により支援等チーム支援体制構築等の環境整備に努め、多様な児童生徒の学びの場の充実を図ります。	環境整備の前提として、「多様な児童生徒がいる」という共通認識が必要と考え、強調する意味で冒頭に記載しています。また、例示として示している「多様な学びの場」は、既存のものだけでなく、子どもに合わせた学びの場を検討するという意味から、あえて「」を付して記載しています。ご理解いただいています記載内容に沿って、しっかり取り組んでまいります。	C
12	7	⑤いじめ問題や不登校支援への取組	「地域や行政、市民が一体となっていじめの問題について連携して行動できる体制の強化を図るため、経験や知識を有する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。」 ⇒(意見)わかりやすくするため、少し文章の前後を変えてみてはどうか (例)「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、地域や行政、市民が一体となっていじめ問題に連携して行動できる体制の強化を図ります。	具体的な行動の記載については、計画全体で共通して「目的のために行動する(～のために～する)」という文章の組み立てをさせていただいています。ご理解いただいています記載内容に沿って、しっかり取り組んでまいります。	C
13	7	⑤いじめ問題や不登校支援への取組	「不登校児童生徒の居場所の一つとしてフレンドリー教室を設置するとともに、教科学習だけでなく自然体験や社会体験など児童生徒の興味関心に寄り添い広げる学びの場づくりを民間団体等と連携して進めます。」 ⇒(意見)フレンドリー教室の設置は書いてあるが校内の中間教室の位置付けは？また、不登校児童生徒について民間団体の連携がうたわれているが実際の動きはみえない、まずは民間団体との意識の共有から始めてほしい。	校内中間教室は、記載してあります「自分らしく学べる学校づくり」「諏訪市不登校児童生徒の支援に関する基本的な方針」に関連している学校ごとの取組みで、教育委員会として状況を踏まえて支援してまいります。民間団体との連携については、ご意見を参考として進めてまいります。	B
14	8	⑥ICT教育の推進	「タブレット等を活用して、「相手意識に立つものづくり科」を中心に各教科でプログラミング教育を実施します。」 ⇒(意見)プログラミング教育をどのような考え方で使っているのか。一般的なコーディングではなく、「プログラミング的思考」によって「創造性」や「課題解決」の意味を加える方が大事だと考えている。議事録も読みこの表現になった過程は確認しましたが、モノづくり=プログラムという考え方にとられすぎではないか。	ご意見のとおり、プログラミング教育の目的は、プログラミングのスキルを身に付けるだけでなく、発達段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力の育成にあります。「タブレット等を活用して、「相手意識に立つものづくり科」を中心に各教科でプログラミング教育を実施します。」を「 プログラミング教育を各教科や「相手意識に立つものづくり科」において実施し、プログラミング的思考を育成します。 」に修正します。	A

【様式第5号】

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。以下に、頂戴したご意見に対する考え方等をお示しいたします。

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
15	8	⑥ICT教育の推進	「ICTの効果的な活用を進めるため、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。 ・教員のICT指導力の向上や効果的にICT機器を活用するために、ICT支援員を各学校に配置します。」 ⇒(意見)上記の・の間に、新しく以下を挿入する。 ・ICT教育を効果的に進めるために必要なソフトやアプリを購入します。	ご提案いただきましたご意見は、ICTの環境整備を推進するものであり、「〇一人1台配備されたタブレット端末をプログラミング教育や授業において活用する等、ICT教育を推進します。」に包括されていると考えます。	C
16	8	⑥ICT教育の推進	「教員のICT指導力の向上や効果的にICT機器を活用するために、ICT支援員を各学校に配置します。」 ⇒(意見)以下のとおり文言を加える。 「・・・支援員を各学校に配置するとともに、個々の教員の課題に対応できる体制を構築します。」	ご提案いただきました「個々の教員の課題に対応できる体制の構築」は4つ目の具体的な取組みにございます「教職員のICT活用指導力の向上」に包括されていると考えます。	C
17	8	⑥ICT教育の推進	「デジタルコンテンツ*2を活用するなど児童生徒の学習環境の充実を図るため、デジタル教科書の導入を推進します。」 ⇒(意見)どの学年や教科や単元で効果があるのか？の検証はできているのか。その検証の方を先に実施することで、今後の具体的な施策になると思う。日本はICTに遅れているが、先駆けて進んだ韓国でもコロナ前の施策でプレーキがかかり一度はとん挫した感はある、その過程を経てICT教育を推し進めている。世界からはかなり遅れた日本の先進事例ではなく、各国が同じような取組みで得た教訓を学んだことの方が多いのではないかと考えている。今の日本現状は当時の韓国に近い状況なのではないか。またEテレで特集をしていた、「インターネットと脳 見えてきた依存のメカニズム」でも適度にデジタルを使用することで、脳の発達に影響を出しているとの研究もあった。子どもがデジタル機器をツールとして使いこなすことはとても大事で、今後は無くてはならないスキルである一方、生徒が得手不得手を加味したバランスの取れた利用を目指すべきかと思う。	現在国では、学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業において一部の教科でデジタル教科書を提供し、効果検証を行っております。それらを踏まえ、今後段階的にデジタル教科書の導入を進めてまいります。 いただきましたご意見を参考に、ICT教育を推進してまいります。	B
18	10	①地域協働の学校づくりと子どもの育成	「学校・地域づくり」と地域づくりの視点も入れてはどうか？ 文科省の意図もそこにあるのでは？	「①地域協働の学校づくりと子どもの育成」は、最上位計画である第6次諏訪市総合計画において記載されている施策方針を引用しています。ご意見のとおり、地域づくりの視点も重要と考え、取組み内容及び具体的な行動において地域づくりについての記載をしており、取組みの活性化に努めてまいります。	B
19	10	①地域協働の学校づくりと子どもの育成	コミュニティスクールの目的を学校づくりに限定している表現があり、上記ともあわせて再考されたい。「地域教育」は子育てとともに地域の大人にも地域との関わり方を学び直すという意味も込められるとよいと思う。	第6次総合計画において、「地域教育」の方針を「地域に学び、地域に生きる子どもを育てる」としていることから、ご指摘につながっているものと受け止めます。「大人も学びながら地域の教育力を高める活動を推進」と記載してあります具体的な行動に、ご意見を含ませていただき、取組みを進めてまいります。	B

【様式第5号】

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方
 多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。以下に、頂戴したご意見に対する考え方等をお示しいたします。

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
20	12	①社会のニーズに応じた学習機会の提供	①「社会のニーズに・・・」という表現を以前の「市民と社会のニーズに応じた学習活動の場と機会の提供」に戻す。市民と社会のニーズは必ずしも重ならないのでは？	第6次総合計画において、「社会」を個々の市民を含む広い概念、機会や場も含む概念と捉えています。	C
21	12	①社会のニーズに応じた学習機会の提供	「公民館」の文言が全く見当たらない。公民館の縮小化を意図しているのなら反対である。他の施設名は掲げているが、これでは公民館がなくなっても構わないと言っているように感じる。(以前は、「市公民館」、「公民館事業」が明記されていた。)	「公民館」も含む社会教育施設全体での取組みを記載しており、公民館事業はこれらに関連付くものと考えます。	C
22	12	①社会のニーズに応じた学習機会の提供	「SNS等の活用を含め、講座等の受講だけで終わらずに、その後の学びの継続や仲間づくりが展開できるような仕組みづくりに取り組みます。」 ⇒(意見)これはとてもよいと思います。	ご賛同をいただいた計画のとおり進めます。	B
23	13	③文化芸術活動の支援	ニムラエイイチ舞踊賞について、諏訪市はこれまで十分に助成してきたと思うが、多くの市民が名前すら知らないこの賞をいつまで続けていくべきかを考える時が来ているように思う。2029年はニムラエイイチの没後50年となる。運営委員会等関係者と協議の上、早くから準備し、2029年をもってニムラエイイチ舞踊賞の幕を立派に閉じてほしい。	ご意見として参考になります。現時点ではニムラ舞踊賞の知名度を高めていくため、市民への周知に努めてまいります。	B
24	19	③文化遺産の保存・管理の推進	「適切な保存と活用の方針を示した『保存活用計画』*1に基づき、文化遺産である諏訪市文化センター(旧北澤会館)と諏訪市美術館(旧懐古館)において、後世に引き継ぐよう改修や修繕を検討します。また、文化財の保存と活用に対する理解の浸透を図るため、積極的な普及活動や情報発信を行います。」 ⇒(意見)文化Cと市美術館についての記述はあるが、計画全体を見渡しても、志賀家住宅については何も記述がない。あのまま朽ち果てていくに任せるのか、現物の保存が無理なら何か違う方法での保存を考える時期に来ているのでは。	市が管理する2施設は、公共施設の所有者としての立場から記載しています。志賀家住宅等については「文化財」に包含させており、文化財保存活用に共通する取組みとして記載しています。課題として、引き続き検討してまいります。	B
25	20	③文化遺産の保存・管理の推進	自然文化遺産の記載が薄い。 第1次では、④天然記念物の計画的な保護として11行の記載がある。第2次では木道と保存活用計画の3行だけ。関連する分野別計画として第3次環境基本計画(観光グランドデザイン)の記載がない。 ふるさと学習などに盛り込んでほしい。 全体的に1次と比較して記載が薄い。何故？	本計画では、文化財保存活用に共通する取組みを記載しており、「文化財」として包含させています。ご指摘の点は、上位計画である第6次総合計画の【環境】に示されており、関連付けて取り組んでまいります。 《関連する分野別計画》に、第3次環境基本計画を加えます。	A

【様式第5号】

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方
 多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。以下に、頂戴したご意見に対する考え方等をお示しいたします。

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
26	全体		平成30年策定の第1次諏訪市教育大綱&教育振興基本計画(74ページ)と比較して、第2次(21ページ)は記載が薄い。少なくとも第1次の総括を含めた「2章 教育の現状と課題、1 教育を取り巻く社会状況、2 諏訪市の教育の現状と課題」は現状を記載すべきではないか。第2次の理念、基本方針、基本計画策定のベースとなる。目標指標の数が第1次と比較して、大幅に削減されている。これで活動成果の評価・改善ができるのか。活動にあたっての「市民等の役割分担」もなくなっている。お考えをお聞かせ願いたい。	最上位計画である第6次総合計画の策定時の検討や、(第一次)教育振興基本計画の検証を踏まえ、「教育大綱(案)」及び「振興基本計画(案)」を取りまとめています。このことから全体をコンパクトにしており、ご意見として参考にします。また、目標指標や市民等の役割分担についても第6次総合計画に沿ったものです。	B
27	全体		蓼科保養学園について 12/7に蓼科保養学園の閉園が発表された。その時に蓼科イズムの継承を考え、今後2～3年をかけて次のステップを考えるとの副市長の話があった。このシステムは100年の歴史があり世界でも稀な素晴らしいもの。 第1次には蓼科保養学園の記載が複数ある。次のステップ検討は第2次教育振興基本計画の大きなテーマではないか。 記載があつてしかるべきだと思う。何らかの記載を入れてほしい。	「社会の変化に対応し、児童生徒の健やかな育ちを支える、学校、家庭、地域が連携した健康教育の取り組みについて研究を進めます。」を「蓼科保養学園での健康教育の実践と次世代に馳せる思い(蓼科イズム)を継承した、新しい健康教育プログラムについて研究を進めます。」に修正いたします。(整理番号6の回答のとおり)	A

対応区分	対応内容
A	計画案を修正・追加する。
B	計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて参考にする。
C	検討の結果、計画案には反映しない。

第二次 諏訪市教育振興基本計画

○諏訪市の教育理念(教育大綱)

○具体的取組み(基本計画)

(最終案)

令和 5 年 2 月
諏訪市教育委員会

諏訪市教育大綱

(令和5年度～令和8年度)

【基本理念】

誰もが輝き 誰もが幸せ

新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和

ここ諏訪の地には、諏訪湖やそれを抱く山々に太古の地質変動と人々の営みの痕跡が残され、人々が自然に畏敬の念を抱いていた証しが、御柱祭や御渡りを代表とする諏訪信仰として残されています。そして、冷涼な乾燥気候が精密工業を盛んにした一要因となるなど、諏訪の人々は恵まれた自然の中で多くの歴史や文化、産業を生み、今に伝えています。諏訪市には、ものづくりを含め体験を通じて地域を知ることができる「ひと」「もの」「こと」が豊かにあります。また、寒冷な盆地で生きる術として身に付けたとも考えられる勤勉で探究的な諏訪の人のありようは、諏訪人気質とも称されます。

わたしたちは、家族や仲間、地域の方々とつながりあいながら成長し、自分の好きなことや得意なことを伸ばしながらこころ豊かに生きるため、この地で多くの学びの機会を得てきました。

そんな諏訪の教育を取り巻く環境にも、今、大きな変化が訪れています。

少子高齢化、人口減少社会の進行は、これまでの右肩上がりの社会を基盤とした考え方を揺らし、同時に人の生活や働き方、価値観が多様化する一方で、孤立や格差の問題も顕在化してきています。また、大量生産・大量消費による工業を中心とした産業構造はサービス業中心へと変化するとともに、グローバル化のさらなる進展や、人とモノがインターネットでつながり新たな価値が生まれ、AIなどの技術革新により人の可能性が広がる Society5.0 という未来社会を目指す取組みが始まっています。さらに、世界中が気候変動や自然災害などの環境問題に直面し、いまだ新型コロナウイルス感染症は終息の兆しがみえません。

諏訪市は、これまでの常識や価値観を変えるような、先行き不透明で将来予測が困難な社会が訪れようとしている中だからこそ、諏訪市の豊かさや諏訪人気質を発揮することを目指します。

そして、誰もが心身ともに健やかで幸せに未来を生き抜くため、以下のことを目指します。

- ・皆が一緒に同じペースで同じことを行うことよりも、多様な個性や自立した個が尊重され、つながりあいながら対話や議論により、新たな価値を生み出していくこと
- ・互いに寄り添い、支え合うことで誰ひとり取り残されることなく、可能性が最大限活かされ、かけがえのない存在として自立すること
- ・誰もが誰とでも、いつでもどこでも、自分らしくかつ楽しく豊かな体験を通して探究的に学び続けること
- ・学びを礎として世代を超えて協力し合い、誰もが幸せに生きることができる社会のづくり手となれること

そのうえで、こうした学びをつなげて人と人とがつながる「学びの輪」、その先に、過去に学び地域や社会の未来をつくる力として光を放つ多様な「学びの輪」がなごやかでゆるやかに調和する、「学びの和」を目指した教育を進めます。



高島藩の御貸具足

(諏訪市博物館蔵)

江戸時代の高島藩の合印(あいじるし。敵味方を区別するしるし)は、金色に輝く輪「金素輪」。

【基本方針】

1. 【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる

これからの時代を背負う子どもたちの学びが更に深まり、自分らしさを発揮しながら楽しい学校生活を送ることができるよう、3つのプラン「認めあい」「支えあい」「学びあい」と3つの重点活動「読書活動・読書会活動」「人権・平和教育の充実」「地域と一体となった防災教育・安全教育」を大切に、自ら学び、自らの力で課題に立ち向かう意欲を持った子ども、故郷への愛着を持ちながらも幅広い視野で考え行動できる子どもを育む教育を推進します。また、小学校と中学校における9年間の系統性・体系性に配慮した小中一貫カリキュラムを編成し、児童生徒の成長を支える仕組みを整え、これからの少子化等の社会環境変化にも対応できるよう、社会的自立を育む小中一貫教育を推進します。

2. 【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる

地域教育は社会教育、学校教育の二つの切り口があります。社会教育においては、その活動を通して人と人との交流を促進し、地域に新たな価値をもたらすよう仕掛けづくりを進め、地域コミュニティの再生・活性化に貢献することを期待します。学校教育においては、総合的な学習の中で地域教材・地域人材を活用し、信州型コミュニティスクールの更なる推進や、郷土への理解や愛着を育む取組を進めます。これらの地域に学ぶ様々な取組により、まち全体で未来を担う子どもを育てていきます。

3. 【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ

市民一人ひとりが文化や芸術に親しみ、生涯にわたり自発的に学び続けることは、社会の一員として自立した個人を育むために、また、豊かな人生を歩むために大切なことです。私たちは、多くの人とつながりながらこの地域で生活しています。個人やグループが学んだ成果を活かし、生涯学習活動や地域活動を支えることは、諏訪の地域力向上にもつながり、学びや文化芸術活動の定着にもつながります。諏訪の特色を捉えた学びがいつでもどこでも誰でもできること、地域課題の解決に活かせること、学びを通じて仲間を広げ、人と人がつながることができる諏訪市を目指します。

4. 【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ

健康づくりや生きがいを求める意識が高まる中、日常生活における運動やスポーツの役割はますます大きくなっています。文字通り健康づくりに取り組むことで健康寿命は延伸し、社会保障費の安定化にもつながります。これを実現するには、普及活動や施設等の環境整備が必要不可欠です。スポーツに対する関心を高め、より身近に感じてもらうことで、市民の誰もが、それぞれの年齢、体力、目的や興味等に応じてスポーツに親しむことができるようになり、生活の一部として楽しく気軽に取り組んでいける。そうした取組から、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。

5. 【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす

指定文化財、博物館の資料、美術館の作品、偉人の顕彰等、諏訪の風土や先人によって築かれた歴史や文化を知る材料を「文化遺産」として守り伝えることは、諏訪で暮らす私たちのアイデンティティにつながり、まちの魅力につながります。

また、市民が諏訪の特色や魅力に気づき、活かすことで、交流人口の増加にもつなげることが可能です。

文化遺産の確実な保存と、魅力が伝わるような整備と公開を土台として、市民自身が文化遺産保護と活用の担い手となることを目指します。

基本計画

1 「誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和」実現に向けた施策の推進について

第3章 諏訪市の教育理念に掲げた内容に基づき、各種具体的な取組みを示すことで、「誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける学びの和」実現に向けた施策の推進を図ります。

基本計画の取組みの内容として「○」、具体的な行動を「・」で記載しました。また、各施策には、「成果指標（KPI）」を掲載しています。「成果指標（KPI）」はそれぞれの施策がどの程度の進捗状況なのか、どの程度効果が発揮されているかを測るための指標です。

なお、全施策、KPIには市民満足度調査の結果が含まれています。市民の評価がそのまま教育行政運営の指標となります。

(1) 【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる

《成果指標》

成果指標（KPI）	現状値	目標値	設定根拠
「ものづくり教育」の必要性、重要性の認識度	74.8%	80.0%	独自教育充実の指標
奨学金制度の新規利用者	8人	8人	必要支援実施の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

① 基礎学力の向上と心・体の成長

○目指す子ども像「自らを拓き、未来を生きる子ども」を育てるため、3つのプラン「認めあい」「支えあい」「学びあい」と3つの重点活動を大切にした教育を実践します。

「認めあいプラン」

互いに認め合い、心豊かに生きる諏訪の子どもを育てることをテーマに、不登校支援、いじめ未然防止等を推進する計画

「支えあいプラン」

支え合い、助け合ってともに生きる諏訪の子どもを育てることをテーマに、インクルーシブ教育、特別支援教育等を推進する計画

「学びあいプラン」

ふるさとを愛し、確かな学力を身につけ、たくましく生きる諏訪の子どもを育てることをテーマに、学びの改革、ふるさと学習、体力向上等を推進する計画

- ・すべての児童生徒が認めあい、支えあい、学びあい、自分らしく学べる学校づくり、学級づくりに取り組みます。
- ・「読書活動・読書会活動」「人権・平和教育」「地域と一体となった防災教育・安全教育」を、プランを支える重点活動として全校で実践します。

【主な具体的な取組み】

- 確かな学力をはぐくむために、児童生徒の主体性を根底に据え、次の取組みを進めます。
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教育支援指導主事の学校訪問による研修や、市独自の教職員研修を計画的に実施します。
 - ・ ユニバーサルデザイン*1の視点による児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、小学校高学年における教科担任制の拡充により、基礎学力の向上等を図ります。
 - ・ 小学校低学年では、基礎となる「読み」の確かな定着のため、すべての児童にMIM*2を活用した指導を行います。
 - ・ 算数・数学の基礎的な学力定着のための系統的な問題集「すわベーシック」*3を改訂し、活用を進めます。
 - ・ 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上のため、ALT*4を全校に配置し、実践的な英語授業を実施します。
 - ・ 諏訪ならではの自然、文化、歴史、産業などに触れ、地域の人と関わりながら探究的に学びを深める「ふるさと学習（すわっこ学習、諏訪学）」を推進します。
 - ・ 読書活動の充実、情報活用能力の向上に向け、学校図書館司書を全校に配置し、図書館を活用した授業等の充実を図ります。
 - ・ 全国学力・学習状況調査の結果の分析から明らかになった成果と課題を、授業改善につなげます。

- 豊かな心や健やかな体をはぐくむために、次の取組みを進めます。
 - ・ すべての教育活動を通じて命の尊さを取り上げるとともに、性に対する正しい知識を理解する取組みを行います。
 - ・ すべての学校で平和教育を行い、その一環として、中学生を広島平和記念式典へ派遣します。
 - ・ 生涯学習施設等と連携した人権教育、福祉教育に取り組みます。
 - ・ 足もとの環境問題を意識し、児童生徒の目線で行動する環境教育に取り組みます。
 - ・ 副学籍制度を活用し、特別支援学校に在籍する児童生徒と地元の小中学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習に努めます。
 - ・ 自校給食により、地元野菜の利用など地産地消を進めながら、教育の一環として学校給食の充実を図り、食育を推進します。
 - ・ 体力向上と運動習慣の形成に向けて、全校で体力テストを実施し、結果の分析から体力向上プランを年度ごとに策定します。
 - ・ **社会の変化に対応し、児童生徒の健やかな育ちを支える、学校、家庭、地域が連携した健康教育の取組みについて研究を進めます。**
 - ・ **蓼科保養学園での健康教育の実践と次世代に馳せる思い（蓼科イムズ）を継承した、新しい健康教育プログラムについて研究を進めます。**
 - ・ 部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、中学校部活動の段階的な地域移行について、検討する場を設けて進めます。

*2 MIM

Multilayer Instruction Model の略で、多層指導モデルという意味であり、通常学級において、異なる学力層の児童のニーズに対応した指導・支援を提供していくモデル。特に、児童が学習につまずく前に、また、つまずきが深刻化する前に指導・支援を行うことを目指している。

*3 すわべーシック

算数・数学の基礎的な学力を身につけることを目的に作成したドリル問題、系統的な問題集。

*4 ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手。日本の学校の授業、特に英語の授業で補助教員(専門職補佐の教師)として勤務する外国人。

② ものづくり教育の推進

○諏訪地域に息づく「ものづくりの精神」を活かした「相手意識に立つものづくり科」を実施し、諏訪版キャリア教育としての「ものづくり教育」を更に深め充実させます。

- ・自分で考え、五感を駆使して取り組む、諏訪だからこそ学べる「ものづくり教育」を、諏訪市の教育の柱に据え、「諏訪版キャリア教育」として産・学・官が連携して取り組みます。
- ・常に使い手の立場に立ったものづくりの精神を大切に、ものづくりの楽しさを味わう「相手意識に立つものづくり科」のカリキュラムを、小中9年間を見通して整備します。
- ・学校での学びに留めることなく、学習成果の発表とともに社会の経済活動等とのつながりを学ぶチャレンジショップ*1を実施します。
- ・地域企業・関係機関や高校、大学等との連携、協力体制を深め、プログラミングや STEAM*²教育の視点から「相手意識に立つものづくり科」のカリキュラム研究を進めます。

*1 チャレンジショップ

「相手意識に立つものづくり科」の授業において児童生徒が作製した作品を「商品」として市民等を対象に販売するイベント。

*2 STEAM 教育

科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、アート(Art)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。

③ 特別支援教育の充実

○特別な支援を必要とする子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、学習支援員や自立生活支援員による支援を拡充します。

- ・【再掲】すべての児童生徒が認めあい、支えあい、学びあい、自分らしく学べる学校づくり、学級づくりに取り組みます。
- ・学校・家庭・地域・関係機関が連携し、チームとしてインクルーシブ教育*1を推進します。
- ・ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを推進し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行います。
- ・【再掲】小学校低学年では、基礎となる「読み」の確かな定着のため、すべての児童に MIM を活用した指導を行います。

- ・合理的配慮*²を必要とする児童生徒が活用することを想定し、ICT 機器活用を研究し、環境整備を進めます。
 - ・特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場*³について、専門家を交えて検討し、継続した支援を行います。
 - ・特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通常の学級を基盤にししながら教育的ニーズに応じた学びを支援するため、通級指導教室の整備を推進します。
 - ・学習面の支援を行う学習支援員や、行動面・心理面の配慮、自律した校内生活の支援を行う自立生活支援員を、児童生徒の状況にあわせて配置します。
 - ・多様な児童生徒がいることを前提に、学習支援員や自立生活支援員による支援の拡充、医療的ケア児*⁴のための看護師等の専門家による支援、「多様な学びの場」の充実等、チーム支援体制構築等の環境整備に努めます。
 - ・切れ目のない支援を行うため、早期からの相談体制や「子育て支援シート」*⁵等を活用した幼保小中高への一貫した発達支援体制の整備を進めます。
 - ・【再掲】副学籍制度を活用し、特別支援学校に在籍する児童生徒と地元の小中学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習に努めます。
- ・不登校の児童生徒が活用することを想定し、ICT 機器活用を研究し、環境整備を進めます。

*1 インクルーシブ教育

すべての学習者の多様性を前提とし、学習活動への参加を平等に保障するために教育システムを改革するプロセスのこと。

*2 合理的配慮(学校教育における)

障がいの有無に関わらず、すべての児童生徒が学校生活に公平に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

*3 適切な学びの場

小中学校には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場があり、障がいの程度や教育的ニーズ等を踏まえた検討のうえ判断された児童生徒の学ぶ場所や支援体制等のこと。状況の変化により、その都度見直される。

*4 医療的ケア児

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けることが必要な児童生徒。

*5 子育て支援シート

家庭と支援機関が子どもの発達に関わる特性等の情報を各ライフステージに引き継ぎながら適切に支援を継続するため、1冊のシートに子どもの成長の記録や支援の経過を記入する取組み。

④ 就学への経済的支援

○経済的に厳しい家庭のための就学援助や、スクールバス運行等による遠距離児童生徒の通学支援を継続します。また、奨学金制度の周知徹底を図ります。

- ・家庭状況に影響されず、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、就学援助を行い、教育の機会均等を確保します。
- ・安全で安心な通学手段を確保するため、遠距離通学を要する児童生徒に対し、スクールバス等の運行を実施します。
- ・能力があるにも関わらず、経済的理由により高等学校や大学等への就学が困難な生徒、学生に対し、奨学金を支給・貸与します。

- ・奨学生の諏訪での就業・定住を支援するため、奨学金貸与に対する償還金は、大学卒業後一定期間内に諏訪市に居住する等、一定要件を満たした者について一部免除とします。

⑤ いじめ問題や不登校支援への取組

○複数の要因や背景が複雑に絡み合う児童生徒の悩みや課題に対し、スクールカウンセラー^{*1}やスクールソーシャルワーカー^{*2}、あゆステ等を含めたチームで寄り添い、支援します。

- ・【再掲】すべての児童生徒が認めあい、支えあい、学びあい、自分らしく学べる学校づくり、学級づくりに取り組みます。
- ・様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に寄り添い、支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援コーディネーター^{*3}を配置し、諏訪市子ども家庭総合支援拠点「すわ☆あゆみステーション」（あゆステ）を中心とした関係機関と連携し、学校内外のチームによる相談・支援体制の充実を図ります。
- ・自分は大切な存在であること、身近な大人に相談できること、相談する場所があることを学び、周りの力を借りて前向きに解決できる児童生徒の育成を図るため、「SOSの出し方に関する教育」を実施します。
- ・「諏訪市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策に、総合的かつ効果的に取り組みます。
- ・児童生徒のいじめ防止等に向けた主体的かつ自主的な取組みを支援するため、児童生徒による自他の権利を守り大切にしようとする活動や、人権教育、インターネットの適正利用を考える情報モラル教育を推進します。
- ・地域や行政、市民が一体となっていじめの問題について連携して行動できる体制の強化を図るため、経験や知識を有する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- ・「諏訪市不登校児童生徒の支援に関わる基本的な方針」、「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン（出席扱いの考え方）」の運用とともに、学習評価についての考え方を整理しながら、一人ひとりの学びを見つめ、すべての児童生徒の自己肯定感が高まり、社会的自立に向かう支援を進めます。
- ・不登校児童生徒の居場所の一つとしてフレンドリー教室を設置するとともに、教科学習だけでなく自然体験や社会体験など児童生徒の興味関心に寄り添い広げる学びの場づくりを民間団体等と連携して進めます。
- ・【再掲】ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを推進し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行います。

*1 スクールカウンセラー

心の問題の専門家として学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が宛てられる。

*2 スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識を持ち、子ども本人だけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する役割を担う者。

*3 不登校支援コーディネーター

学校外での子どもの居場所の情報提供や、それぞれの児童生徒の特性や状況にあった学びを調整する者。

⑥ ICT教育の推進

○一人1台配備されたタブレット端末をプログラミング教育や授業等においても活用する等、ICT*1教育を推進します。

- ・諏訪市 ICT 教育推進計画を見直しながら、将来を担う児童生徒が情報を主体的に選択し活用するための情報リテラシーを身に付ける ICT 教育を推進します。
- ・情報機器の正しい利用を身に付け、情報発信による他人や社会への影響について考える情報モラル教育を進めます。
- ・**タブレット等を活用して、「相手意識に立つものづくり科」を中心に各教科でプログラミング教育を実施します。**
- ・**プログラミング教育を各教科や「相手意識に立つものづくり科」において実施し、プログラミング的思考を育成します。**
- ・ICTの効果的な活用を進めるため、教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。
- ・教員の ICT 指導力の向上や効果的に ICT 機器を活用するために、ICT 支援員を各学校に配置します。
- ・多様な考えと出会い学びを深めることや異年齢集団で交流すること、プレゼンテーションの場を広げることなど、タブレットや電子黒板など ICT 機器を活用した双方向授業や遠隔授業を研究します。
- ・デジタルコンテンツ*2を活用するなど児童生徒の学習環境の充実を図るため、デジタル教科書の導入を推進します。

*1 ICT

情報通信技術(Information and Communications Technology の略で、情報処理や通信に関する基礎あるいは応用技術の総称。

*2 デジタルコンテンツ

文章(テキスト)や動画、音楽、画像などデジタル形式で構成されている情報内容。

⑦ 未来創造ゆめスクールプランの着実な推進

○「未来創造ゆめスクールプラン」に掲げた小中一貫教育学校の設置に向け、地域にも丁寧に説明しながら着実に推進していきます。

- ・すべての中学校区で小中一貫教育（施設併設・分離型）を進めます。
- ・小中学校で9年間学ぶ学習内容のつながりを重視し、9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程を編成します。
- ・高学年（5～6年生）の複数教科で、教科担任制を拡充します。
- ・小学校と中学校の違いから中学校1年の生活に不安をもつ「中1ギャップ」*1の緩和を目指し、小学校と中学校の段差を緩やかにする取組を工夫します。
- ・異年齢集団での学習や交流を実施し、互いの結びつきを深め、憧れや思いやりの心を育みます。
- ・教職員の専門性を活かす組織体制や研修等を充実させます。
- ・地域協働の学校づくりを進めるため、中学校区ごとに、小中学校のコミュニティスクールの一体化を目指します。

- ・南部地区（四賀小学校、中洲小学校、諏訪南中学校）再編を進めるため、施設整備の手法や施設規模などの検討を進めます。

*1 中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で被る心理や学問、文化的なギャップ隔たり

⑧ 学校施設の計画的な整備

- 「個別施設計画」や「未来創造ゆめスクールプラン」の進捗状況等を踏まえ、計画的な学校施設の改修・修繕を進め、安全で子どもたちが安心して学習できる環境を整備していきます。
 - ・安全性や緊急性等を考慮し、計画的に改修・修繕を行えるよう、実効性の高い個別施設計画への改定作業を進めます。
 - ・管理諸室や特別教室へのエアコン設置、トイレの洋式化等を行い、教育環境の向上を図り健やかな学習・生活空間の実現を目指します。
 - ・障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送り、インクルーシブ教育の推進構築に資するため、長寿命化改修の機会等を捉え、学校施設のバリアフリー化を進めます。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和4～8年度）
- 未来創造『あい』プラン
- 諏訪市いじめ防止等のための基本的な方針（平成27年度～）
- 諏訪市不登校児童生徒の支援に関わる基本的な方針（令和4年度～）
- 諏訪市ICT教育推進計画（令和4～8年度）
- 第3次諏訪市子ども読書活動推進計画（令和元～令和5年度）
- 諏訪市未来創造ゆめスクールプラン（平成30年度～）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成29～令和8年度）
- 第4期諏訪市障がい者福祉計画（令和3～8年度）

(2) 【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる

《成果指標》

成果指標 (KPI)	現状値	目標値	設定根拠
学校支援ボランティア 参加者延べ数	10,304人	21,000人	教育に対する 協働の指標
地区育成会等活動支援事業 参加者数	1,600人	1,600人	地域での子育てに対 する意識醸成の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

① 地域協働の学校づくりと子どもの育成

○地域住民が学校ボランティア等を通じて子どもたちに関わるとともに、コミュニティスクールを通じた学校運営参画をすることで、学校と地域の信頼関係を深め、地域教育力を高めます。

- ・学校運営協議会・学校運営委員会・PTAを中心に、開かれた学校や地域とともに歩む学校を地域社会とともに創ります。
- ・世代を越えた多様な交流の場を創出するため、コミュニティスクールにおける地域との関わりを深めます。
- ・地域との交流を通じてコミュニケーション能力を高めるとともに、地域の活性化に向けて地域に貢献できる取組みを推進します。
- ・地域住民の学校づくりへの参画などにより、大人も学びながら地域の教育力を高める活動を推進します。
- ・学校と地域の連携による防災教育を進めます。

② 郷土諏訪への愛着と誇りを育てる取組

○郷土諏訪の「ひと・もの・こと」を題材にした郷土学習である「ふるさと学習」の充実を図ります。また、生涯学習施設と連携し地域の歴史文化や芸術を学ぶ機会を増やします。

- ・諏訪市の豊かな自然や地域の文化にかかわる体験的な学びを充実させるために、地域教材を扱った事例を集め、ふるさと学習に活用します。
- ・小中学校の9年間を見通したふるさと学習のプロトタイプを作成し、それをもとに、中学校区ごとに特色ある指導計画を立て、実行します。
- ・郷土諏訪の「ひと・もの・こと」を学ぶ小学校副教材として「私たちの諏訪市」の編集を行い、活用します。
- ・郷土学習を支援する場として、博物館に設置している「すわ大昔情報センター」や郷土の偉人岩波茂雄ゆかりの全国的にも珍しい施設である信州風樹文庫などを活用します。
- ・生涯学習施設において実施する、実際に触れたり制作して学ぶことができる体験学習や出前講座を周知し、参加を促進します。

③ 青少年の自立支援

○地域の中で子どもたちが希望に満ち、生活を充実させながら地域活動に積極的に参加できる機会を得るため、地域の育成会が実施する育成事業、伝統文化事業への支援をします。

- ・ 諏訪市子ども育成会連合会を通じ、伝統行事参加なども含む各地区の子ども育成活動事業を支援します。
- ・ ジュニアリーダーを養成し、ジュニアリーダーとして必要な企画力、行動力、責任感を学ぶ機会を設けます。
- ・ ジュニアリーダーの実践の場として、さまざまな地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。

④ 地域の中で子どもを育てる取組

○少年愛護委員による定期的な街頭巡視活動を行いながら、地域の中で子どもたちをとりまく環境を見守り、地域の安心・安全につながるような委員活動の充実を図ります。

- ・ 地域から選出された少年愛護委員が、地域の子どもたちをとりまく環境を見守るために、定期的に街頭巡視活動を行います。
- ・ 関係機関・団体が、課題を共有し、連携しながら子どもをとりまく社会環境の整備に努めます。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和4～8年度）
- 諏訪市未来創造ゆめスクールプラン（平成30年度～）

(3) 【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ 《成果指標》

成果指標 (KPI)	現状値	目標値	設定根拠
講座等アンケートで「学んだことを活かしたい」に回答した割合	20%	30%	学びを活かす意識の浸透指標
生涯学習施設におけるボランティア活動に参加した人数	292人	350人	生涯学習分野への積極的市民参画の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

① 社会のニーズに応じた学習機会の提供

○行政を含めた多様な主体による活動を見渡し、地域課題解決の視点を重視した講座を充実します。また、仲間づくりにつながるような配信講座のあり方を研究します。

- ・講座等の学習機会を提供するため、地域に潜む現代的な課題やニーズなどの情報を収集し活用します。
- ・住民自治を推進する学びの機会を提供するため、関係課及び民間団体等と連携し、地域課題の共有や解決につながる講座等を開催します。
- ・SNS*1等の活用を含め、講座等の受講だけで終わらずに、その後の学びの継続や仲間づくりが展開できるような仕組みづくりに取り組みます。
- ・生涯学習機関である放送大学長野学習センターに、引き続き人的支援を行うとともに、アーケ諏訪3階公共スペースでの施設運営を支援します。
- ・駅周辺の新しい人の流れと賑わいを創出するため、オンライン配信機材を活用しながら多世代が多目的に交流できる各種講座を実施します。

*1 SNS

Social Networking Service の略で、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。Web サイトやスマートフォンアプリなどで利用することができる。

② 文化芸術に親しむ機会の提供（生涯学習課）

○展覧会や優れた芸能・芸術鑑賞、自然体験等豊かな文化に親しむ機会を提供します。また、学校との連携事業を強化し、子どもたちが文化芸術に親しむ機会を作ります。

- ・博物館や美術館などにおいて、時機を得た企画展等の展覧会を開催します。また、開催情報を広く市民へ周知します。
- ・伝統芸能や音楽など優れた文化芸術に触れる機会を提供するため、諏訪市芸術祭を実施します。
- ・豊かな自然環境に触れる機会を提供するため、夢の海森林体験学習館において「自然と遊ぶつどい」講座を開催します。また、多角的に利用できる方法を研究します。
- ・実際に触れたり制作して学ぶことができる体験学習や出前講座等を実施します。
- ・優れた美術作品に親しみ、制作する楽しさを知る機会を提供するため、美術館において学校連携展を実施します。

- ・原田泰治美術館の管理運営について、民間の資金やノウハウを活用するため、指定管理者制度を継続するとともに、モニタリングにより効果を検証します。
- ・地域の歴史文化や芸術に触れる機会を提供するため、市立の博物館・美術館を無料で鑑賞できるミュージアムパスポートを市内小中学生に配布します。また、ミュージアムパスポートの利用促進を図るため、周知方法を研究します。

③ 文化芸術活動の支援

○文化芸術活動を行う団体等の活動を支援します。また、文化祭等を通じてその活動の発表の場を提供し成果の発信を推進します。

- ・公民協働による文化施策の充実を図るため、諏訪市文化協会などに助成を行います。
- ・市内を拠点に活動する文化芸術団体の発表の場を提供するため、諏訪市文化協会等と連携し、コーラス祭や芸能祭、作品展示など市民文化祭を開催します。
- ・美術作品の発表と交流の機会を提供するため、諏訪市美術会など関係団体主催の展覧会等を支援します。
- ・世界的舞踊家ニムラエイチの「後進育成」への思いをつなげるために活動するニムラ舞踊賞運営委員会に助成を行います。

④ 本に親しむ環境づくり

○読書習慣の形成や、本からの学びと活用、本を通じて諏訪を知ることで、「本がいつも身近にある生活」、「本を読み自ら考える」、「諏訪に親しみをもち」ことを目指した取組を行います。

- ・生涯にわたる学習を支える場として、課題解決のためのさまざまな資料・情報を収集し、分類・体系化して保存し、提供します。また、諏訪に関する資料を積極的に収集します。
- ・読書を啓発するため、毎月第3日曜日を「みんなで本を読む日」とし、市図書館での20冊貸出、本を紹介しあう「ビブリオトークの会」を行います。
- ・本に親しむきっかけとして、0歳児および3歳児への絵本プレゼント「おひざで絵本」、18歳成人への岩波新書プレゼント「種まくブック」を実施します。
- ・市図書館と学校図書館が連携し、児童生徒対象の「図書館つかいこなし講座」、教職員ボランティア対象の「読み聞かせ講座」を開催します。
- ・市図書館に來られない児童・生徒の読書活動を支援するため、学校図書館を經由した本の貸出を実施します。
- ・高齢者や障がい者の読書活動を支援するため、通常の書籍に加え、大活字本や点字図書、デージー図書*1、LLブック*2等の書籍を整えます。
- ・市図書館に來られない方にも読書の機会を提供するため、市町村と県による協働電子図書館事業（デジとしょ信州）に参画します。また、その他の方策についても研究します。
- ・子どもの主体的な読書活動を推進する機運の醸成を図るため、第4次子ども読書活動推進計画を策定し推進します。

- ・【再掲】郷土学習を支援する場として、博物館に設置している「すわ大昔情報センター」や郷土の偉人岩波茂雄ゆかりの全国的にも珍しい施設である信州風樹文庫などを活用します。

*1 デイジー図書

デイジー(DAISY)は、Digital Accessible Information System の略で、デジタル録音図書の国際標準規格。視覚障がい等により、印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。1枚のCDにカセットテープ約50巻分の録音が可能。

*2 LLブック

スウェーデン語のLättlästの略(英語では easy to read)で、知的障がいのある方や異なる母国語を持つ方などに、読みやすいように工夫して作られた本。やさしめにわかりやすく書かれた文章、絵記号、イラスト、写真などを使って作られている。

⑤ 生涯学習活動活性化のための人材育成

○講座から誕生する学習グループやボランティアを育成し、すでに活動している団体を含め、学びの連鎖を生む自立的な活動へ導く手助けをします。

- ・博物館友の会や美術館ボランティアなどの活性化のため、会員がやりがいを感じられるような活躍の場を提供します。
- ・自立的な学習活動に必要な指導者等を把握するため、広く情報収集を行います。また、学び手に届くような情報提供の方法について検討を進めます。
- ・一人ひとりが主体的な学びを継続でき、学びの輪が広がるような、学習グループの育成の方策を研究します。

⑥ 学びの成果を活用する仕組みづくり

○子どもと大人がともに学び合い、その成果を社会貢献や地域課題解決に結びつける仕組みを提供し、自らが地域の学びをけん引、やりがいを得られるよう活動をサポートします。

- ・さまざまな年代の人が一緒に学んだ上で、その学びを地域への貢献や課題解決に役立てることができるよう、講座後の展開まで含めたプログラムを提供します。
- ・自らのやりがいと地域における学びへの貢献などを両立できるように学習活動を支援します。
- ・【再掲】住民自治を推進する学びの機会を提供するため、行政内及び民間団体等と連携し、地域課題の共有や解決につながる講座等を開催します。

⑦ 地域の自発的、自立的な公民館活動の支援

○公民館地区館分館活動に対する支援を行うことで、地域において学べる仕組みづくりに取り組みます。

- ・地域の公民館活動を充実するため分館活動補助金を交付し、併せて地区公民館活動における学びが活性化されるような支援方法を研究します。
- ・地域で活躍する人材を育成するため、地域の課題解決等について学ぶ講座を積極的に実施します。

- ・【再掲】 SNS 等の活用を含め、講座等の受講だけで終わらずに、その後の学びの継続や仲間づくりが展開できるような仕組みづくりに取り組みます。

⑧ 学びや集いの場の環境整備

○利用状況や老朽化状態を加味し、施設の計画的な維持修繕を図ります。また、文化センター敷地内施設のあり方、場にこだわらず施設を横断的に活用する仕組みを検討します。

- ・ 公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、機能向上や長寿命化を図るため、生涯学習課施設の改修や修繕を行います。
- ・ 四条例公民館の整備を行い、利便性向上を図ります。
- ・ 美術館や博物館等の収蔵スペースの不足を解消する新たな収蔵施設の設置に向けて、各施設の収集及び活用方針を活用し、収蔵容量のデータベース化を進めます。また、新たな収蔵スペース建設の検討をはじめます。
- ・ 国登録有形文化財として保存するため、また、公共施設として安全を確保しながら活用するため、文化センターの改修を検討します。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和 4～8 年度）
- 第 3 次諏訪市子ども読書活動推進計画（令和元～令和 5 年度）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成 29～令和 8 年度）
- 第 4 期諏訪市障がい者福祉計画（令和 3～8 年度）

(4) 【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ

《成果指標》

成果指標 (KPI)	現状値	目標値	設定根拠
スポーツ施設利用者数	187,342 人	190,000 人	ハード面での成果指標
スポーツ教室初参加者中、「スポーツに親しむきっかけとなった」と回答した割合	92.0%	95.0%	ソフト面での成果指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

① スポーツに親しむための機会の提供

○多くの世代、多くの志向、多くの種目でのスポーツ活動が身近に行えるような各種スポーツ教室等を検討・企画し、生涯にわたりスポーツに親しむための機会を提供します。

- ・健康やスポーツへの無関心層を取り込み、継続的なスポーツ活動の推進や健康への意識を高めるため、健康福祉部やスポーツ協会等とも連携し、市民がスポーツに親しむきっかけとなるようなスポーツ教室等を実施します。また、教室後も継続してスポーツに取り組めるよう、競技団体の紹介やスポーツ施設の利用案内等を行い、継続的なスポーツ活動を支援します。
- ・スポーツ教室やスポーツ大会、スポーツ施設の情報等、スポーツに親しむ動機づけとなる身近な情報を、多様な媒体を利用して広く発信します。
- ・地域におけるスポーツの機会を増やすため、ニュースポーツ^{*1}の用具等の貸出しや出前講座を実施します。
- ・研修会等への派遣や情報交換のための定例会の開催を支援しながら、市民のスポーツ振興や、ニュースポーツの普及・実技指導等に携わるスポーツ推進委員^{*2}の育成と資質向上に努めます。
- ・市民のスポーツ人口の拡大を図るため、令和10年に長野県で開催される国民スポーツ大会^{*3}をスポーツ振興の機会と捉え、関連事業を検討・実施します。

*1 ニュースポーツ

勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼に、20世紀後半以降に新しく日本で考案・紹介されたスポーツ。

*2 スポーツ推進委員

市町村教育委員会より委嘱され、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や、住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導や助言等を行う者。

*3 国民スポーツ大会

毎年、都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典。令和6年より「国民体育大会」から名称変更。

② スポーツ団体活動の活性化支援

○各スポーツ団体と連携を図り、競技大会、教室、研修会等の開催といった活動を支援し活動の活性化を図るとともに、指導者・リーダーの育成を支援していきます。

- ・スポーツ協会加盟団体が実施する、競技人口の拡大、競技の普及・振興、運営基盤強化、競技力向上のための事業を支援します。

- ・各種団体における指導者の資質向上やスポーツリーダーの育成に協力するため、指導者研修会などの各種講習会を開催します。

③ 子どもの体力や運動能力の向上

- 保育園への「運動遊び」の講師派遣や、小学校低学年も対象とする親子教室を開催する等、幼少期から日常生活の中で運動が定着することを目指します。
 - ・子どもの基礎体力の向上と、スポーツ好きな子どもを育成するため、市立保育園に運動保育士を派遣し「運動あそび教室」を実施します。
 - ・幼少期に運動をする大切さを保護者にも理解してもらうとともに、親子が一緒にふれあいながら家庭でもできる「運動あそび」の定着を図るため、長野県版運動プログラム普及事業等を活用し、「柳沢運動プログラム教室」*1を実施します。

*1 柳沢運動プログラム

子どもの心と身体の発達に不可欠な、基本的な力を発達年齢に合わせて段階をおって身につけることを目的に、柳澤秋孝松本短期大学名誉教授により提唱された運動プログラム。

④ 施設の維持・改修と利用方法の見直し

- 施設や設備の点検・整備や計画的な改修を進めるとともに、スポーツ施設の予約や利用方法の見直しを随時行い、より多くの方が利用しやすい施設の運営を図っていきます。
 - ・安全で快適に利用できる施設を提供するため、施設・備品の点検や、利用者・スポーツ団体などと意見交換を行いながら、公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき適切な維持や改修を行います。
 - ・公共施設予約システムによるスポーツ施設の予約や受付等について、利用者が円滑に手続きを行えるよう、見直しや更新を行います。
 - ・令和10年の長野県国民スポーツ大会において、諏訪市で開催される競技種目について、競技団体等と連携しながら、施設基準を満たす競技会場の整備や改修を進めます。

⑤ スポーツを通じた青少年の育成

- スポーツ施設等の環境を有効活用するとともに、関係者との協力体制を構築し、運動能力向上に留まらない、スポーツを通じた健全な青少年育成を目指します。
 - ・【再掲】部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、中学校部活動の段階的な地域移行について、検討する場を設けて進めます。
 - ・複数の競技を体験することで、スポーツに興味を持つきっかけづくりや自分に合った種目を見つけることを目的とするスポーツアラカルト教室を開催します。
 - ・スポーツに係る連携協力に関する協定を締結している日本体育大学の協力を得て、スポーツ教室や指導者研修会等への講師派遣、大学施設に中学生を派遣して行う交流や体験プログラム等を研究し進めます。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和4～8年度）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成29～令和8年度）
- 第4期諏訪市障がい者福祉計画（令和3～8年度）

**(5) 【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす
《成果指標》**

成果指標 (KPI)	現状値	目標値	設定根拠
講座等アンケートで「諏訪市の歴史や文化に誇りを感じる」と回答した割合	30%	40%	文化遺産保護・活用促進の指標
文化遺産関連の保存活動に参加した人数	86人	105人	文化遺産に関する協働の指標
満足度調査	令和5年度調査比向上		

① 文化財保存活用基本方針の策定

○現状と課題を踏まえた保存・活用の方針を示し、文化財保護事業の明確化・共通理解を図ります。

- ・文化財専門審議会をはじめ他部署などから幅広く意見を聴取し、効果的に保存・活用が可能となるよう保存活用の基本方針を策定します。また、策定した方針は市民と共有するため、広報やホームページ等を活用し情報発信します。

② 文化遺産の総合的な把握と指定

○文化財の実態調査を行い、価値を把握したうえで諏訪市にとって重要なものを指定し、所有者とともに保護に努めます。また、価値の再把握によって上位指定を目指します。

- ・未指定文化財の基礎的なデータを取得するため、建造物や美術工芸品、遺跡など分野ごとに所在の確認調査を行います。また、保存活用基本方針に基づき、指定に向けた計画的な調査と研究を進めます。
- ・文化財や地域の歴史文化に対する市民の関心の向上を図るため、小丸山古墳出土品など指定等文化財の上位指定を目指し、文化財的な価値を再評価するための調査と研究を行います。

③ 文化遺産の保存・管理の推進

○文化財を後世に伝えるための管理や修理に関して、補助金支出により財政支援を行います。また、登録有形文化財となっている公共施設について、適切な保存と活用を行います。

- ・文化財所有者への効率的な連絡や所有者間の意見交換の場を設定し、現状変更の届出や補助金要項などの周知を図り、指定文化財の適切な維持管理を促します。
- ・文化遺産の保存管理を推進するため、重要度や優先度に応じた中長期的な補助事業計画を立案し財政支援を行います。また、市の財政支援以外の資金調達の方法を研究します。
- ・適切な保存と活用の方針を示した『保存活用計画』*1に基づき、文化遺産である諏訪市文化センター（旧北澤会館）と諏訪市美術館（旧懐古館）において、後世に引き継ぐよう改修や修繕を検討します。また、文化財の保存と活用に対する理解の浸透を図るため、積極的な普及活動や情報発信を行います。

- ・指定地内への立入を抑制するため、天然記念物「霧ヶ峰湿原植物群落」において、木道を整備します。また、文化遺産としての適切な保存と活用を見極めるため、関係課及び民間団体等と調整して保存活用計画の策定に向けた検討を進めます。

*1 保存活用計画

史跡や天然記念物、建造物など国指定等文化財について、現状や課題を把握し、中長期的な保存・活用の方針を明確化し、所有者と行政の共有理解を図るため、文化庁が所有者に策定を推奨している。

④ ふるさとの歴史や文化に親しむ機会創出

○地域の歴史・文化を重視した企画展示や講座を充実します。また、情報や研究の成果、諏訪の文化遺産の魅力をわかりやすく効果的に発信します。

- ・地域の歴史文化に親しむ機会とするため、時機を得た内容の企画展や講座を開催します。なお、開催にあたっては、学芸員による調査研究を活かし、収蔵資料を最大限に活用した展示を行います
- ・SNSを活用して、展示等の開催周知や調査研究の成果などの情報発信を行います。
- ・市内に所在する文化財や博物館・美術館の収蔵資料（作品）を幅広く公開活用するため、デジタルデータを活用したシステム等の研究を行います。

⑤ 保護意識の醸成とそれに対する市民協働

○保護意識を醸成し、文化遺産保護・活用に市民の知恵や力を活かします。また、幅広い分野に対応すべく、専門的知見を持つ人との協働を推進します。

- ・文化遺産は、先人たちの営みから現在や未来を考える貴重な教材です。市民一人ひとりの保護意識を高めるため、効果的な普及活動を実施します。
- ・地中にある遺跡や遺物などの埋蔵文化財の適切な保護を図るため、デジタルデータを活用し、遺跡等の情報と合わせて必要な手続き等の情報発信を行います。
- ・市民の学習の質や保護意識の向上を進めるため、博物館の「すわ大昔情報センター」を委託して専門家を常駐させるとともに各種講座等を実施します。
- ・歴史資料や建造物等の保存・活用に対する市民の自発的な活動を促すため、文化財に関するボランティア養成講座を実施します。
- ・美術館に保管されていない美術作品の所有者が、保存や活用方法について相談できるよう専門的知見を持つ人材の把握を行い、所有者と専門的知見を持つ人材をつなぎます。

⑥ 資料・作品の収集・保存・公開と環境整備

○収集・活用方針をつくり、資料・作品の収蔵環境向上と情報公開機能拡充について検討します。また、利用者の安全と利便性に配慮した施設の充実、整備を計画的に進めます。

- ・作品に適した保存環境を維持するため、施設内の定期的な環境調査、燻蒸、機械設備等の点検修理、収集方針に基づく計画的な修復を行います。また、収蔵作品のデータ化を進め、展覧会での公開に加え、SNSを活用した公開方法について検討を進めます。
- ・収蔵スペースを有効利用するため、収蔵資料の整理を行います。

- ・ 収蔵資料情報を効果的に管理し、SNS 等での情報発信に活用するため、博物館において導入済の「収蔵品管理システム」を運用します。また、美術館において「収蔵作品管理システム」の導入を研究します。
- ・ 【再掲】美術館や博物館等の収蔵スペースの不足を解消する新たな収蔵施設の設置に向けて、各施設の収集及び活用方針を活用し、収蔵容量のデータベース化を進めます。また、新たな収蔵スペース建設の検討をはじめます。

⑦ 歴史的環境や文化遺産を活用したまちづくり

- 文化遺産を歴史的背景や物語でつなぎ、固有の資源としてまちづくりに活用します。また、歴史的風致維持向上のため、国指定文化財を中心とした周辺整備を計画的に進めます。
 - ・ 市の歴史遺産の中核的存在として位置づけるとともに、観光資産としても積極的にアピールするため、高島藩主諏訪家墓所の史跡整備を進めます。
 - ・ 重要文化財である諏訪大社上社本宮や片倉館を中心に関連する文化財を含めた周辺環境の整備を目指すため、関係課と連携して「歴史的風致維持向上計画」*1の策定に向けた検討を行います。
 - ・ 開発等に伴う歴史的建築物の喪失を抑制するため、活用しながら保存を目指す登録文化財の意見具申に向け、所有者と連携を図りながら、調整を行います。

*1 歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくりを進める自治体が作成するもの。国が認定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置などの重点的な支援を受けられるようになる。

《関連する分野別計画》

- 第六次諏訪市総合計画（令和 4～8 年度）
- 諏訪市公共施設等総合管理計画（平成 29～令和 8 年度）
- 第三次諏訪市環境基本計画（令和 4 年～13 年度）

第二次諏訪市教育振興基本計画 目次

総合計画、教育大綱と教育振興基本計画の関係・・・・・・・・・・・・・・・・

第2次諏訪市教育振興基本計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 計画の位置付け及び性格・・・・・・・・
- 3 計画の期間・・・・・・・・

第2章 教育の現状と課題

- 1 諏訪市の教育を取り巻く現状と課題・・・・・・・・

第3章 諏訪市教育大綱

- 1 基本理念・・・・・・・・
- 2 「基本方針1 自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる」について
- 3 「基本方針2 地域に学び、地域に生きる子どもを育てる」について
- 4 「基本方針3 学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ」について
- 5 「基本方針4 誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ」について
- 6 「基本方針5 諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす」

第4章 基本計画

誰もが輝き 誰もが幸せ 新たな時代を切り拓き つながり続ける**学びの和**

- 1 【学校教育】自らを拓き、未来を生きる子どもを育てる
 - (1) 基礎学力の向上と心・体の成長
 - (2) ものづくり教育の推進
 - (3) 特別支援教育の充実
 - (4) 就学への経済的支援
 - (5) いじめ問題や不登校支援への取組
 - (6) ICT教育の推進
 - (7) 未来創造ゆめスクールプランの着実な推進
 - (8) 学校施設の計画的な整備
- 2 【地域教育】地域に学び、地域に生きる子どもを育てる
 - (1) 地域協働の学校づくりと子どもの育成
 - (2) 郷土諏訪への愛着と誇りを育てる取組
 - (3) 青少年の自立支援
 - (4) 地域の中で子どもを育てる取組

- 3 【生涯学習・文化芸術】学びや文化芸術に、親しみ、活かし、つなぐ・・・・・・・・
 - (1) 社会のニーズに応じた学習機会の提供・・・・・・・・
 - (2) 文化芸術に親しむ機会の提供・・・・・・・・
 - (3) 文化芸術活動の支援・・・・・・・・
 - (4) 本に親しむ環境づくり・・・・・・・・
 - (5) 生涯学習活動活性化のための人材育成・・・・・・・・
 - (6) 学びの成果を活用する仕組みづくり・・・・・・・・
 - (7) 地域の自発的、自立的な公民館活動の支援・・・・・・・・
 - (8) 学びや集いの場の環境整備・・・・・・・・

- 4 【スポーツ振興】誰もが気軽に楽しく親しめるスポーツ・・・・・・・・
 - (1) スポーツに親しむための機会の提供・・・・・・・・
 - (2) スポーツ団体活動の活性化支援・・・・・・・・
 - (3) 子どもの体力や運動能力の向上・・・・・・・・
 - (4) 施設の維持・改修と利用方法の見直し・・・・・・・・
 - (5) スポーツを通じた青少年の育成・・・・・・・・

- 5 【文化財保護・活用】諏訪の特色である文化遺産を守り、活かす
 - (1) 文化財保存活用基本方針の策定・・・・・・・・
 - (2) 文化遺産の総合的な把握と指定・・・・・・・・
 - (3) 文化遺産の保存・管理の推進・・・・・・・・
 - (4) ふるさとの歴史や文化に親しむ機会創出・・・・・・・・
 - (5) 保護意識の醸成とそれに対する市民協働・・・・・・・・
 - (6) 資料・作品の収集・保存・公開と環境整備・・・・・・・・
 - (7) 歴史的環境や文化遺産を活用したまちづくり・・・・・・・・

資料

- 1 諏訪市教育振興基本計画策定までの流れ・・・・・・・・
- 2 諏訪市教委振興基本計画策定委員・・・・・・・・

第二次諏訪市教育振興基本計画（案）パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

差替

多くの貴重なご意見をいただきありがとうございます。以下に、頂戴したご意見に対する考え方等をお示いたします。

5	3~7		<p>教育長が12月定例会で答弁された「学校に多様な子どもを合わせるのではなく、多様な子どものニーズに合わせて、教育システムをそのものを変えていくプロセスに取り組むことが重要」をもっと強調し、当該文言もしくは同義語を載せていただくことを希望する。</p>	<p>教育長が12月定例会で答弁いたしました考え方で進めていくことを「諏訪市教育大綱」に「目指すこと」として記すとともに、3~7ページの基本計画にて、学校づくりや学級づくりの取組み、インクルーシブ教育の考え方など、実現に向けた施策として記載しています。計画にご賛同いただいていることを踏まえ、しっかりと推進してまいります。</p>	B
6	4	①基礎学力の向上と心・体の成長	<p>「社会の変化に対応し、児童生徒の健やかな育ちを支える、学校、家庭、地域が連携した健康教育の取組みについて研究を進めます。」 ⇒(意見)記載を読み砕くと、結局何を研究なのか具体性に欠く内容と感じざるを得ない。共働き世帯が増える中で、学童保育を頼らざるをえない一方で、入所説明会で学童保育は学校と違う組織で、勉強も教えないというかたくななスタンスに疑問を持った。以下の記事にもあるように、共働きになると子どもが何かを体験する機会がどうしても減ってしまうことによる、目標設定機会が失われると考えている。学校や地域、地域と民間の事業など一体となった施策を入れるべきではないか。放課後の校舎や体育館などを活用し、体験教室の開催など具体的な施策の表現にするひとつやうなど、行動を伴うものに見直していただきたい。</p>	<p>「社会の変化に対応し、児童生徒の健やかな育ちを支える、学校、家庭、地域が連携した健康教育の取組みについて研究を進めます。」を「蓼科保養学園での健康教育の実践と次世代に馳せる思い(蓼科イズム)を継承した、新しい健康教育プログラムについて研究を進めます。」に修正します。</p>	A
7	5	②ものづくり教育の推進	<p>「ものづくりの精神」という言葉を聞いて、理解できる人が多いのか？という疑問を持った。ものづくりをするときには「創意工夫」や「子どもが何かに熱中できることのすばらしさ」を指しているかと推察できるが、諏訪市で製造業に従事している人数は多いとはいえ、「精神」といわれると曖昧な表現ではないかと思う。子どもたちに養ってもらいたい大切なキーワードが抜けていると感じてしまった。</p>	<p>昔から製糸業や精密機械工業が盛んな諏訪市は、ものづくり産業が発達した内陸工業都市であり、技術を生かして世界中のユーザーのために優れた製品を提供し、常に相手や使い手の立場に立って自らの技術を磨き、ものづくりに励むことを大事な精神としてきました。その精神こそ未来を担う子どもたちに伝える「ものづくり教育」であると考えます。諏訪市独自の教科である「相手意識に立ったものづくり科」を中核として、このことを子どもたちが実感できるよう、ご意見を踏まえて実践してまいります。</p>	B
8	6	③特別支援教室の充実	<p>「合理的配慮を必要とする児童生徒が活用することを想定し、ICT機器活用を研究し、環境整備を進めます。」 ⇒(意見)ICT機器活用は不登校児童生徒にも活用が必要では？</p>	<p>P7⑤「いじめ問題や不登校支援への取組」の最下段に「・不登校の児童生徒が活用することを想定し、ICT機器活用を研究し、環境整備を進めます。」を加えます。</p>	A
9	6	③特別支援教室の充実	<p>「特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場について、専門家を交えて検討し、継続した支援を行います。」 「特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通常の学級を基盤にしながら教育的ニーズに応じた学びを支援するため、通級指導教室の整備を推進します。」 ⇒(意見)文章がくどいように感じます。特別な支援を必要とする児童生徒に対しての記述なら一文にまとめてみてはいかがか。 (例)特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場について専門家を交えて検討し継続した支援を行います。また通常学級中心に学ぶ児童生徒を支援するため通級指導教室の整備を推進します。</p>	<p>2つの行動は、ご意見のとおり特別な支援を必要とする児童生徒に関わる記述となりますが、1つ目の行動は、どの学びの場で、どのように学ぶのかということを検討する委員会及び継続支援を記載しています。2つ目の行動は、これから拡充されていく場「通級指導教室」の人的、物的等の整備についての記載です。それぞれ大きな事業が紐づく取組みですので、別々の項としています。ご理解いただいています記載内容に沿って、しっかり取り組んでまいります。</p>	C

- ・合理的配慮^{*2}を必要とする児童生徒が活用することを想定し、ICT機器活用を研究し、環境整備を進めます。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場^{*3}について、専門家を交えて検討し、継続した支援を行います。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒に対し、通常の学級を基盤にしながら教育的ニーズに応じた学びを支援するため、通級指導教室の整備を推進します。
- ・学習面の支援を行う学習支援員や、行動面・心理面の配慮、自律した校内生活の支援を行う自立生活支援員を、児童生徒の状況にあわせて配置します。
- ・多様な児童生徒がいることを前提に、学習支援員や自立生活支援員による支援の拡充、医療的ケア児^{*4}のための看護師等の専門家による支援、「多様な学びの場」の充実等、チーム支援体制構築等の環境整備に努めます。
- ・切れ目のない支援を行うため、早期からの相談体制や「子育て支援シート」^{*5}等を活用した幼保小中高への一貫した発達支援体制の整備を進めます。
- ・【再掲】副学籍制度を活用し、特別支援学校に在籍する児童生徒と地元の小中学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習に努めます。

*1 インクルーシブ教育

すべての学習者の多様性を前提とし、学習活動への参加を平等に保障するために教育システムを改革するプロセスのこと。

*2 合理的配慮(学校教育における)

障がいの有無に関わらず、すべての児童生徒が学校生活に公平に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

*3 適切な学びの場

小中学校には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場があり、障がいの程度や教育的ニーズ等を踏まえた検討のうえ判断された児童生徒の学ぶ場所や支援体制等のこと。状況の変化により、その都度見直される。

*4 医療的ケア児

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けることが必要な児童生徒。

*5 子育て支援シート

家庭と支援機関が子どもの発達に関わる特性等の情報を各ライフステージに引き継ぎながら適切に支援を継続するため、1冊のシートに子どもの成長の記録や支援の経過を記入する取組み。

④ 就学への経済的支援

○経済的に厳しい家庭のための就学援助や、スクールバス運行等による遠距離児童生徒の通学支援を継続します。また、奨学金制度の周知徹底を図ります。

- ・家庭状況に影響されず、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、就学援助を行い、教育の機会均等を確保します。
- ・安全で安心な通学手段を確保するため、遠距離通学を要する児童生徒に対し、スクールバス等の運行を実施します。
- ・能力があるにも関わらず、経済的理由により高等学校や大学等への就学が困難な生徒、学生に対し、奨学金を支給・貸与します。
- ・奨学生の諏訪での就業・定住を支援するため、奨学金貸与に対する償還金は、大学卒業後一定期間内に諏訪市に居住する等、一定要件を満たした者について一部免除とします。

⑤ いじめ問題や不登校支援への取組

○複数の要因や背景が複雑に絡み合う児童生徒の悩みや課題に対し、スクールカウンセラー*¹ やスクールソーシャルワーカー*²、あゆステ等を含めたチームで寄り添い、支援します。

- ・【再掲】すべての児童生徒が認めあい、支えあい、学びあい、自分らしく学べる学校づくり、学級づくりに取り組みます。
- ・様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に寄り添い、支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援コーディネーター*³を配置し、諏訪市子ども家庭総合支援拠点「すわ☆あゆみステーション」(あゆステ)を中心とした関係機関と連携し、学校内外のチームによる相談・支援体制の充実を図ります。
- ・自分は大切な存在であること、身近な大人に相談できること、相談する場所があることを学び、周りの力を借りて前向きに解決できる児童生徒の育成を図るため、「SOS の出し方に関する教育」を実施します。
- ・「諏訪市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策に、総合的かつ効果的に取り組みます。
- ・児童生徒のいじめ防止等に向けた主体的かつ自主的な取組みを支援するため、児童生徒による自他の権利を守り大切にしようとする活動や、人権教育、インターネットの適正利用を考える情報モラル教育を推進します。
- ・地域や行政、市民が一体となっていじめの問題について連携して行動できる体制の強化を図るため、経験や知識を有する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- ・「諏訪市不登校児童生徒の支援に関わる基本的な方針」、「不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドライン(出席扱いの考え方)」の運用とともに、学習評価についての考え方を整理しながら、一人ひとりの学びを見つめ、すべての児童生徒の自己肯定感が高まり、社会的自立に向かう支援を進めます。
- ・不登校児童生徒の居場所の一つとしてフレンドリー教室を設置するとともに、教科学習だけでなく自然体験や社会体験など児童生徒の興味関心に寄り添い広げる学びの場づくりを民間団体等と連携して進めます。
- ・【再掲】ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを推進し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行います。

・不登校の児童生徒が活用することを想定し、ICT 機器活用を研究し、環境整備を進めます。

*1 スクールカウンセラー

心の問題の専門家として学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が宛てられる。

*2 スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識を持ち、子ども本人だけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する役割を担う者。

*3 不登校支援コーディネーター

学校外での子どもの居場所の情報提供や、それぞれの児童生徒の特性や状況にあった学びを調整する者。